

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第三十五號

鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則を次のように定める。

昭和二十三年六月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則

第一條 本縣の木炭及び薪の配給統制については、薪炭配給統制規則（以下規則という）によるの外本則の定めるところによる。

第二條 知事は、毎薪炭年度（四月一日より翌年三月三十一日まで）毎に市町村別に木炭又は普通薪（昭和十八年農林省告示第二百七十七號第一項第二號の薪及び瓦斯用薪を除く以下同じ）の配給計畫を定め、これを市町村長及び木炭若しくは薪の販賣業者又はその団体に

昭和二十三年六月四日
第 千 九 百 十 四 號

金 額

指示する。

木炭若しくは薪の販賣業者又はその団体は、前項の配給計畫によらなければ取扱つておる木炭又は普通薪を配給することはできない。

第三條 木炭又は薪の販賣業者は、市町村長において購入票又は購入通帳を發行し若しくはその他の配給方法を定めたる場合は、その購入票と引換え又は購入通帳に必要事項を記載するなどその定めたる配給方法によらなければ、その取扱にかゝる木炭又は普通薪をその消費者に譲渡することはできない。但し知事の指定したる場合はこの限りでない。

第四條 市町村長は、第二條の配給計畫による數量を超えて購入票又は購入通帳を發行し若しくはその他の配給方法を定めることはできない。

第五條 普通薪の生産を業とする者で、毎年百石以上生

産しようとする者は、その生産につき豫め地方事務所長の指示を受けなければならない。

第六條 規則第八條の許可を受けようとする者は、毎薪炭年度に左に掲げ事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一、原木の所在場所、樹種、樹令及び取得方法
- 二、種類別生産數量
- 三、生産期間
- 四、従事する勞務者數(製炭経験の有無別)
- 五、使用又は消費の目的
- 六、業務の概要
- 七、前一ケ年に於ける種類別使用又は消費數量
- 八、種類別使用又は消費の豫定數量及び其の算出の基礎

前項の申請は規則第八條の許可を受けようとする者の組織する団体があるときは、その団体において取纏めこれを爲すことができる。この場合前項第七號及び第八號の事項については、別別に記載するものとする。

第七條 業務上使用し又は消費する目的をもつて木炭又は薪を生産しようとするものであつて左に該当する場合は、規則第八條但書の規定によつて知事の許可を受けなくてもよい。

- 一、當該薪炭年度において農林業用に木炭三〇〇疍以内を生産する場合
- 二、當該薪炭年度において農林業用に薪十石以内を生産する場合

第八條 規則第八條により許可を受けた場合を除く外木炭又は薪の使用若しくは消費をなす者居住地(事務所又は工場の所在地等を含む)以外の市町村において木炭又は普通薪を生産しこれを使用し又は消費しようとするときは、様式第一號に依つて知事の承認を受けなければならない。

第九條 規則第九條の認可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を地方事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

一、製炭事業場の位置

二、製炭原木の所在場所(樹種、樹令及び取得方法)

三、月別製炭豫定數量(普通木炭、瓦斯用木炭別)及び炭窯數

四、従業する製炭勞務者所(製炭経験の有無別)

第十條 木炭又は薪の生産を業とする者以外の者木炭又は薪を譲渡(譲渡の委託をなす場合を含む以下同じ)しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。但し同一市町村内に居住する者に譲渡しようとする場合はこの限りでない。

第十一條 規則第四條の特定配給機關その他木炭若しくは薪の販賣業者又はその団体はその事務所又は營業所に帳簿を備え左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一、買受けた(販賣の委託を受けた場合を含む)木炭又は薪の種類別數量、價格及び買受年月日並に買受先、氏名(及は名稱)及び住所
- 二、販賣又は配給した木炭若しくは薪の種類別數量及び價格、販賣又は配給した年月日並に販賣先又は配

給先の氏名(又は名稱)及び住所

第十二條 規則第二條但書、第三條但書、第五條但書の許可を受けようとする者は、様式第二號乃至第四號による申請書を地方事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

附 則

本細則は、昭和二十三年一月一日よりこれを適用する。昭和十八年六月十五日鳥取縣令第四十號鳥取縣薪炭配給統則規則施行細則は、昭和二十二年十二月三十一日限りこれを廢止する。

様式第一號

木炭生産使用承認願

計	生産場所	生産期間	原木の取得方法	生産豫定數量	使用消費の目的	消費數量	前一年における使用又は消費數量	
							石	疍
							石	疍
							石	疍

右の通り生産し使用致したいので御承認下さるようお願いする

年月日

住所

氏名

知事宛

様式第二號

木炭 購入 販賣受託 入許可申請

種別	規格	數量	購入	販賣	受託	入期間	事由
計							

右の通り購入販賣の受託入致したいので御許可下さるよう申請する

年月日

知事宛

住所

氏名

様式第三號

木炭 譲渡許可申請

種別	數量	譲渡先	譲渡期間	出荷場所	事由
計					

右の通り譲渡致したいので御許可下さるよう申請する

年月日

木炭 縣外移出許可申請

種別	數量	移出先	移出期間	出荷場所	用途	事由
計						

右の通り縣外移出致したいので御許可下さるよう申請する

年月日

住所

氏名

知事宛

告示

鳥取縣告示第二百四十八號

八頭郡に左の通り家畜傳染病が発生した。

昭和二十三年六月四日

鳥取縣知事 西尾愛治

病名 頭數 畜類 發病月日 決定月日 發生地
豚疫 一 豚 不詳 五月十八日 八頭郡八上村大字曳田

鳥取縣告示第二百五十號
昭和二十三年四月九日附鳥取縣告示第百六十九號による牛の傳染性流産「とりこもなす」症一齊檢診は次のように変更して實施する。
昭和二十三年六月四日

鳥取縣知事 西尾愛治

檢診月日	檢診區域	檢診場所	牽付時刻
七月五日	八頭郡池田村	池田村岩屋堂	午前十時
六日	山郷村	同山郷村中原	同
	若櫻町	同若櫻町	午前九時半
		若櫻家畜市場	
七日	上私都村	同上私都村麻生	同
	丹比村	同丹比村宮枝	同
	中私都村	同中私都村	午前九時
		中私都村家畜市場	
八日	八東村	同八東村東	同
	下私都村	同下私都村大坪	午前八時半
	安部村	同安部村安井	同
九日	賀茂村	同賀茂村宮谷	同

十日	隼村	同隼村見槻中	午前九時
	大御門村	同大御門村市谷	午前八時半
十二日	西郷村	同西郷村牛の戸	午前九時
	佐治村	同佐治村加瀬木津前	午前十時
十三日	八上村	同八上村曳田	午後一時
	用ヶ瀬町	同用ヶ瀬町	午前九時
十四日	散岐村	同散岐村佐貫	同
	社村	同社村安藏	同
十五日	河原町	同河原町河原	同
	大村	同大村鷹狩	同
二十四日	國英村	同國英村山牛	同
	大伊村	同大伊村橋本	同
二十六日	智頭町山形區	同智頭町河合	午前十時
	那岐區	同野原	同
二十七日	富澤區	同新見	同
	智頭區	同智頭町	午前九時半
	智頭區	同智頭家畜市場	午前九時半
二十八日	土師區	同智頭町埴師	午前十時

二十九日	船岡村	同船岡村	午前八時半
	船岡家畜市場		
	國中村	同國中村石井磯	同

鳥取縣告示第二百五十一號
 物價統制令第四條の規定によつて、温泉入浴料金の統制額を次のように指定する。
 昭和二十三年二月鳥取縣告示第七十一號（温泉入浴料金指定の件）はこれを廢止する。
 昭和二十三年六月四日
 鳥取縣知事 西尾愛治

一、入浴料金の統制額
 大人（數え年十四才以上） 一人一回、三圓五〇
 中人（數え年十四才未満八才以上） 同 二、五〇
 小人（數え年八才未満） 同 一、五〇
 婦人洗髮（數え年十八才以上） 同 二、〇〇

二、この表の料金には上り湯を含む。
 三、この表の料金以外に何等の名義を問はず代價を請求することはできない。

四、營業場内の客の見易い場所の料金表を掲示しなければならぬ。掲示をしない場合はこの表の料金の九割下げとする。

鳥取縣告示第二百五十二號
 昭和二十三年六月廣島地方物價事務局告示第八十三號
 （入浴料金の統制額指定の件）三、の規定によつて次のように指定する。
 昭和二十三年六月四日
 鳥取縣知事 西尾愛治
 東伯郡倉吉町、西伯郡境町

縣會告示

鳥取縣會告示第六號
 昭和二十三年五月三十一日鳥取市に招集の定例縣會は昭和二十三年六月五日迄會期を一日延長する。
 昭和二十三年六月四日
 鳥取縣會議長 中田吉雄

監査公告

監査公告第四號
 地方自治法第九十九條に基き左記の通り國家地方警察鳥取縣本部並びに縣下各警察署の昭和二十二年年度會計監査を執行したのでその概況を昭和二十三年六月三日知事及び縣議會に報告した。
 要領は次の通り。
 昭和二十三年六月四日
 鳥取縣 監査委員

警察費會計監査報告

一、監査を施行した時

東部地區警察署	昭和二十三年五月十日
鳥取市警察署	同 十日
岩井地區警察署	同 十一日
寶木地區警察署	同 十二日
八頭地區警察署	同 十三日
若櫻町警察署	同 十四日
中部地區警察署	同 二十日

00386

倉吉町警察署	同	二十日
八橋地區警察署	同	二十一日
西部地區警察署	同	二十二日
米子市警察署	同	二十二日
境町警察署	同	二十二日
溝口地區警察署	同	二十七日
黒坂地區警察署	同	二十八日
縣警察本部	同	三十一日

一、監査の目標

昭和二十三年三月より實施された制度の改革で警察行政は道府縣知事の手許を離れ國家行政に統一せられ一部市街地地區は自治體警察制度が敷かれこれに移されたのであるが經費の負担は國家警察、自治警察共に現在尙縣費支辨となつてゐるので、専ら會計經理の面にその目標をおき監査した次第である。

一、警察費の經理狀況

昭和二十二年に於いて警察費として縣費の會計から既に支出された額並に今後、口納閉鎖期迄に支出を要す

る額は二千八百五十五萬圓であるが、この外千八百圓ベースと二千五百圓ベースとの差増額八十一萬一千圓必要であるからその總合計は二千九百三十六萬一千圓となる譯である。

その内主なるものは人件費の二千二百三十三萬五千圓、廳費の四百二十萬二千圓、刑事警察擴充費の六十六萬九千圓等であるが、その内譯は後文別紙(第一號表参照)の通りである。

之を昭和二十一年度に比較すると別紙第二表の如くであつてその膨張計數は二倍六分であり其の増加の主なるものは俸給々料の千七十萬圓、家族手當、其の他諸手當の九百七十余萬圓、旅費百四十七萬圓、恩給其の他退職手當の増三百三十六萬圓、警察電話費八十六萬圓、刑事警察擴充費五十八萬圓等である。

職員に對する給與の狀況は年度當初の千二百圓ベースから千六百圓、千八百圓、二千九百二十圓と累増し、現在に於いては職階級制による増加見込分四百二十圓を控除した二千五百圓の線で支給してある。

00387

然しながら個人毎に對する給與狀況を見るに勤続年數扶養家族數による支配性が強い為め相當非合理的な感もあるが近く實施されんとする職階級制による額を加算給與する際に於いては或る程度合理化すると共に尙全般的に改善向上されて來るものと思われる。

俸給その他の諸給與は前述の通り相當改善されて來た様であるが、駐在所勤務の職員に對する旅費は月額九圓乃至十二圓という少額で月數回警察署を參集する場合の實費よりも遙かに下廻るが如き實狀である。己むなく特別用務等の場合は寄附金會計より支出されているが、寄附金募集を廢止された今日その補給の途を斷たれた譯であるから相當額増額することの必要を感じるものである。

會計事務の整否については担任者の更迭或いは管區の變更等の爲め一、二事務の整備を缺いていた署も見受けられた。しかし何れも會計上の不始末はなく正當に經理されてゐるものと認めた。

一、經費不足の現狀とその原因

警察費の經理については縣費豫算不足のため餘程以前より相當額の寄附金を受入れて縣の正式會計以外に於いて收支が行われてゐる事實がある。

今その原因を考ふるに、警察費は重大事犯の發生を初めとし社會情勢の變動に伴ひ治安維持上その所要經費は他の産業、教育等の經費に比し變動性が強くしかもその必要性は絶對的性質を帯びる場合が多からうと思われる。従つて議會で定められた豫算があつても、その金額に拘束されることがなく警察活動が行われたに相違ない。此の場合その活動に伴う諸經費の膨張は本來ならば、豫算の追加でその必要を充足せしむべきであつたであろうが、縣財政困窮といつた様な点から遂に關係地方民の寄附によつて支辨した。これが何時しか慣行的となり爾來年々その不足する儘の經費が豫算編成の基本とされたという様なことがその主要原因ではあるまいか。

最近に於いては諸物價の昂騰を初めとし敗戦後に於ける犯罪事件の増加、經濟警察の輻輳、その他國民生活

の不安因窮等の諸事情が相錯し、所謂警察行政に要する経費の膨張は必至であり、寄附金に依存する金額も年次累増してきている様である。試みに最近一ケ年間に於いて寄附によつて支辨した額を視るに凡そ三百萬圓に達せんとする實情でありその費途内容は大要次の如くであつて、殆んど何れもが縣費なり國費に依つて支辨されることが寧ろ妥當と認められる性質のものである。

- 犯罪捜査費 五十九万八千圓
- 警察廳舎修繕費 三十四万二千圓
- 自動車修繕費 二十七万二千圓
- 自動車燃料費 二十万七千圓
- 用紙及印刷費 十六万圓
- 木炭購入費 十五万二千圓
- 住宅購入及修繕費 十一万六千圓
- 備品費 七万圓
- 自動車借上費 二万八千圓
- 特別交際費 四十七万四千圓

三千圓
 五十三万一千圓
 合計二百九十五万二千圓
 これを昭和二十二年縣費會計で賄つた物件費豫算の六百二十万圓に對比し將に五割に達せんとする狀況である。

尙同期間に於ける寄附受入額は、前期に於ける繰越金を合し三百五万九千二百余圓であるから差引十萬圓が各署を通じて残つてゐる計算となるが地方によつては既に相當赤字となつてゐる警察署もある狀況である。

寄附金の經理狀況
 寄附金の收受先は主として大專業會社、商店、工場等であるが時には、般地方民に呼びかけてゐる場合もある様である。又地方によつては町村單位に後援會乃至協力會という様な組織を設けて一定標準を定めこれを分担してゐる地方も見受けられる。更に又興業等を催し之による益金を受入れてゐる様な事例も若干ある様であるが、何れの場合を問はず警察後援會或いは防犯

電話維持費

其の他諸雜費(表彰費、慰勞費) 交際費 其の他

協會といつた様な組織の下に公開的に行われてゐる情况である。
 収入後の經理については先づ第一にその費途の問題であるが前述したるが如く直接警察活動の爲めに要する經費であつて寧ろこれ等は國費又は縣費を以つて正式に警察費として支辨すべき性質のものが大部分であつて何等不都合を認めない。

第二にその出納經理事務の正否の問題であるが、毎毎に出納簿を設け關係證書等も一括整備してありその收支は明かにされているが取扱ひ關係者の退官、更迭等の際の引継ぎに於いて稍明確を缺く向が若干あることは遺憾である。尙又寄附制度に便乘しその程度、方法が行き過ぎとなり地方民の惡評を受けた地方もあるやに仄聞した次第であるが、これ等の点については將來關係當事者の反省を促した。

尙本件寄附を正式に縣會の會計へ組入した場合に豫警察費連帶支辨金制度に基き當然に同額が國庫より縣に交付されるのである。即ち前項の如く一年度間三百萬

圓の縣費を負担する場合は同額の三百萬圓が國庫から交付され合計六百萬圓を以つて警察費並に警察關係の諸施設費に充當し得るにも不拘これを年々、歳々、敢えて正式化する措置を採らず別途經理するが如きは諒解し難き点であり縣の財政經理の見地よりして誠に遺憾に思ふ次第である。

一、寄附金を繞る諸問題

警察費の一部を寄附に求むることに關する可否、利弊については種々論議する所であるが現警察當局の英斷に依り廢止すること、既にこの方針の下に全縣下一齊にその募集が打ち切られてゐることは警察界明瞭化の爲め誠に結構なことである。

さりながら本年は右寄附の全廢を斷行したる外制度の改革が既に本年三月より實施されてゐるにも不拘費用負担區分の方法が未だに具体化しないこと、更に又不幸にして重大犯罪續發するといつた様な惡條件が相重つた爲め既に縣費配付豫算並に寄附金とも全部費消し赤字となつてゐる署も多く、これが爲め諸排が停滯し

00390

ている向があつたり又已むを得ず署長が自己資金を立替え調辨したり、更に又他より借金をして一時を糊塗するといった様な窮状も見受けられる状況である。斯くの如く昨今に於ける警察費不足の悩みは各署とも極めて深刻でありこれを放置する場合は警察力の弱体化を招来する恐れあり治安維持上誠に深憂に堪えないものがある。従つて如何に經費多端とは謂え寄附制度を打ち切つた以上速に之に代るべき必要なる対策を樹立し以つて警察活動を旺盛ならしむる上に於いて遺憾なきを期することを特に痛感する次第である。時にその支辨方法、制度については警察行政の特色性に鑑がみ將又昨今の世相に相對應し相當弾力性あり機動性のある所謂力ある調辨制度の確立を急務と考ふる次第である。

終りに今般警察費寄附廢止の導因とも視られている警友會の寄附募集の問題があるがこれは第二義的のものであり本報告書に謂う警察寄附とは全く無關係であるのでこの点特に誤解なきこととわつておきたい。

一、將來への希望

警察費の負担區分に關しては近く國家警察費は國庫へ、自治警察費關係經費は自治体へ切り替えられる模様であるが、この際中央え連絡を密にし縣費を以つて支辨したる經費の外如上の如き寄附に依り支辨したる諸經費のあることを明かにし、これを合算したる數字を基本として國庫豫算の配分を受ける様最善の努力を希望するものである。

斯くして本縣に於けるこれ等の特殊事情が中央に於いて認められ今後配付せられる國費豫算に依り、本縣警察費が充足されることを衷心切望するものであるが、不幸にして尙所期の費額に達せず又一面今後に於ける交通通信費、其の他諸物價の變動に依り或いは又犯罪件數の増加、其の他特殊事件の發生等により、經費の膨張を來たす場合は敢えて國庫のみに依存することなく縣費に於いても相當の負担を爲し以つて警察力の強化に協力すべきであらう。

一、警察電話架設の件

00391

縣下駐在所總數百八十五所の内今日尙警察電話の架設されていない箇所が六十八箇所存在している。各署別の状況は次の通りであるが斯くの如きは警察行政遂行上特に遺憾とするものである。早急にこれが架設を圖り警察機能の充實強化に遺憾なきを期せられたい。

警察電話未架設一覽

東部地區警察署管内	十三箇所
岩井地區同	二箇所
八頭地區同	十三箇所
寶木地區同	七箇所
中部地區同	八箇所
八橋地區同	五箇所
西部地區同	十一箇所
溝口地區同	四箇所
黒坂地區同	五箇所
合・計	六十八箇所

一、手数料の増額問題

警察署の取扱いに屬する自動車運轉手試験免許及び看

護婦等の免許手数料は昨年七、八月頃各増額されてあるが猶低額であり、これ等に要する印刷用紙その他の費用の實費にも足りないものがあるが如き實狀である。現下の經濟事情から見ても且亦縣經濟の上から考へてもこれ等手数料金を相當額に引上げることの必要を感じるものである。勿論これ等の料率については國の方針もあり又法令による制約もあるであらうが、許さるゝ範圍内に於いて夫々必要の措置を講じ假令その引上げによる増収額が少額たりと雖も、關係部局課に於いて早急にその實現を圖られんことを希望するものである。

一、物品會計の問題

物品會計事務は出納整理の粗漏もありて良好とは謂い難い。殊に机、椅子、其の他の什器類の破損減却のものが放置してあるのを尠ならず見受けられた。一旦破損せるものでも補修可能のものについてはこれを修理使用すると共に、補修不可能のものについては正規の手續を経て廢止處分をし整理すべきである。又戦時

00392

中の混亂により帳簿と現物とは必ずしも符合してない様である。この際一齊に点檢整頓して置くべきである。
尙今次の警察制度の改革により管區の變更又は自治警

察の獨立等に關係ある警察署にありては相互に協調を圖り必要備品、調度品等の配分を公平、圓滑に處理されることを希望する次第である。

終り

(一號表) 昭和二十二年警察費支出額一覽表(單位千圓)

支出種別	年度				計
	本部	東部	岩井	八頭一實木	
人件費	四三八	四〇四	五〇	一、九八	七四二
俸給々料	二、〇五一	二、五九	三〇	一、二七	四、一六三
家族手当	三九〇	四四五	五	三六四	一、二一四
諸手当	二七	二五	二	六	五八
旅費	八九六	一七五	三三	一四	一、一〇八
恩給及扶助料其他諸給與金	五三	五	七	二七	六二
購備品費	三、二八	四〇	三	七	三、七八
消耗品費	三六	三	五	二	四二
通信運搬費	一〇	九	二	八	二九
賄料	七〇	一六	二	五	九三
計	一、二九	一、五	二	一、二	四、〇五

00393

被服費	一六	四	一	二	一	一	一	四〇〇
舍廳増改築並修繕費	七	三九	五	二	一	二	一	四四六
警察電話費	一一〇	七	三	一	一	一	一	一二〇
自動車諸費	七	七	一	一	一	一	一	三〇
諸雜費	六二	九	八	三	一	三	三	八四六
機密費	一六	一	一	一	一	一	一	一六
公安委員費	五三	一	一	一	一	一	一	五三
教養費	三三九	一	一	一	一	一	一	三三九
奉迎費	六八	一九〇	六	二七	一〇	三	六	四〇三
選舉取締費	一〇七	六	二	五	二	二	二	一四一
交通警察施設費	九〇	三三	一	四	二	二	一	一六九
刑事警察擴充費	四九	二	一	四	二	三	二	六六八
海上警備費	二八一	一	一	一	一	一	一	二八一
進駐軍諸費	四	一	一	一	一	一	一	一三
警防團費	七	一	一	一	一	一	一	一七
合計	八、七四	四、六九	一〇一	二、〇三	一〇二	二、七〇	九五	二八、四四七

(一號表)

警察費増減比較表

(單位千圓)

支出種別	昭和二十一年度	昭和二十二年	増減額	比率
人件費	六〇七八	三、三三三	一六、三三三	三、六
俸給々料	二、七五九	一三、四九一	一〇、七〇〇	四、八
家族手当	七、〇九七	三〇、四四三	一〇、〇〇八	一、九
諸手当	一、六三三	一、〇〇五	△五七〇	〇、三
旅費	四八三	一、九一九	一、四七六	四、〇
恩給及扶助料其他諸給與金	三、四〇七	三、三六〇	△四五	〇、一
購品費	一、九二	五、八	△三、九	二、〇
消耗品費	五	六、四	一、九	三、八
通信運搬費	〇	九	九	〇、一
賄料	三	二、九	△〇、四	一、三
被服費	八、四	四、〇	△四、四	〇、四
廳舎増改築並修繕費	三、〇九	三、四	△三、七	〇、一
警察電話費	三三	一、九〇	八、六	三、六
自動車諸費	七	七	〇	〇、〇

諸雜費	一六	八、四	八、八	四、七
機密費	八	一、六	八	一、〇
公安委員費	一	三、三	三、三	三、三
教養費	五、六	三、九	一、七	三、〇
奉迎費	一	四、三	四、三	四、三
選舉取締費	一、六	一、四	〇、二	一、一
交通警察施設費	〇	一、九	一、九	一、九
刑事警察擴充費	六、八	六、八	〇	〇、〇
海上警備費	一	一、八	一、八	一、八
進駐軍諸費	一	一、三	一、三	一、三
警防團費	八	七	一	一、二
合計	一、〇四〇	三、六、五、四	二、七、一、〇	二、六

正誤

昭和二十三年五月七日付第一、九〇六號發行之縣公報登載「鳥取縣規則第三十號」は「鳥取縣告示第二百四十九號」に正誤する。

昭和二十三年六月四日
鳥取縣公報
第三種郵便物認可

鳥取縣公報
昭和二十三年六月四日
第三種郵便物認可

鳥取縣公報
昭和二十三年六月四日
第三種郵便物認可